指定生活介護事業所　フレンズ　運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人ダブルエッチジェーが開設する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第３６条第１項に基づくフレンズ（以下「事業所」という。）において実施する法に基づく指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という。）適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、従業者が当該事業所の支給決定を受けた利用者（以下「利用者」という。）に対し適正な指定生活介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第２条　事業所は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を適切に行うものとする。

２　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって指定生活介護を提供するよう努めるものとする。

３　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

４　事業所は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

５「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１８年９月２９日厚生労働省令第１７１号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　指定生活介護事業を行う主たる事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　フレンズ

（２）所在地 愛知県名古屋市北区清水二丁目２番９号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤職員　生活支援員兼務）

管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている生活介護の実施に関し、従業者に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

（２）サービス管理責任者　１名以上（常勤職員）

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

（ア）サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

（イ）他の職員に対する技術指導及び助言を行う。

（３）医師　１名以上（非常勤職員）
医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。
（４）看護師　１名以上（非常勤職員）
看護師は、利用者の看護並びに利用者と従業者の健康管理を担当する。
（５）生活支援員　５名以上（常勤・非常勤職員）
生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

（営業日及び営業時間）
第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
（１）営業日　　月曜日から金曜日とする。ただし、１２月２９日から１月３日を除く。
（２）営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分まで。
（３）サービス提供時間　午前９時００分から午後４時３０分まで。

（事業所の利用定員）
第６条　事業所の利用定員は次のとおりとする。
（１）２０名

（指定生活介護のサービス内容）
第７条　事業所で行う指定生活介護の内容は、次のとおりとする。
（１）生活介護計画の作成
（２）入浴の介護
（３）排せつの介護
（４）食事の介護
（５）その他日常生活上必要な支援
（６）創作的活動の機会の提供
（７）健康管理
（８）訪問支援
（９）送迎サービス（但し、通常の実施地域に限る。）
（１０）相談及び助言等
（１１）生産活動（箸入れ）

（内容及び手続きの説明及び同意）
第８条　事業所は、利用者の障害の特性に配慮しつつ、指定生活介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定生活介護提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

（契約支給量の報告等）

第９条　事業所は、指定生活介護を提供するときは、当該指定生活介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定生活介護の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載するものとし、事業所は、指定生活介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を援護の実施者たる市町村に対し遅滞なく報告するものとする。また、利用者の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告するものとする。

２　受給者証記載事項に変更があった場合に援護の実施者たる市町村に報告する。

（提供拒否の禁止）

第１０条　事業所は、正当な理由なく指定生活介護の提供を拒んではならないものとする。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第１１条　事業所は、指定生活介護の利用について市町村又は指定相談支援事業者が行うあっせん、調整及び要請について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１２条　通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)は、名古屋市の区域とする。

２　通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

（サービス提供困難時の対応）

第１３条　事業所は、指定生活介護の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込に対し自ら適切な指定生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の生活介護提供事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

（受給資格の確認）

第１４条　事業所は、指定生活介護の提供を求められた場合は、当該障害者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

（介護給付費の支給の申請に係る援助）

第１５条　事業所は、生活介護に係る支給決定を受けていない障害者から利用の申込みがあった場合は、その障害者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

（心身の状況等の把握）

第１６条　事業所は、指定生活介護の提供に当っては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、提供に先立ち、家族及び市町

村等に利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

（サービスの提供の記録）

第１７条　事業所は、指定生活介護を提供した際は、当該指定生活介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定生活介護の提供の都度記録するものとする。記録に際しては、利用者から指定生活介護を提供したことについて確認を受けるものとする。

（支給決定障害者から受領する費用及びその額）

第１８条　事業所は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額を受けるものとする。

２　事業所は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から法第２９条第３項の規定により算定された介護給付費又は法第３０条第２項の規定により算定された特例介護給付費の額に９０分の１００（法第３１条の規定が適応される場合にあっては、１００分の１００を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

（事業所が利用者に求めることができる金銭の支払の範囲及びその額）

第１９条　事業所は指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受ける。

（１）入浴にかかる水光熱費　３５０円／１回

（２）創作的活動に係る材料費　実費

（３）その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの　実費

（利用者負担額等に係る管理）

第２０条　事業所は、利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第２９条第３項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において利用者負担額等合計額が負担上限月額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第１７条第１項に規定する負担上限額をいう。以下同じ。）を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

（介護給付費の額に係る通知等）

第２１条　事業所は、法定代理受領により市町村から指定生活介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、その額を通知するものとする。

２　事業所は法定代理受領を行わない指定生活介護に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定生活介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し交付する。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第２２条　サービス利用に当っては、次の事項に留意する。

（１）利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。

（２）利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

（生活介護計画の作成等）

第２３条　サービス管理責任者は、法の定めに従い、利用者に対するアセスメント、生活介護計画の作成、定期的なモニタリングを実施するものとする。

２　サービス管理責任者は、生活介護計画の作成に係る会議（利用者に対する生活介護の提供に当るサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する生活介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

（相談及び援助）

第２４条　事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこととする。

２　事業所は、利用者が、当該生活介護以外において昼間における障害福祉サービスの利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整に必要な支援を実施するものとする。

（介　護）

第２５条　介護は､利用者の心身の状況に応じ､利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

２　事業所は、介護を行うに当っては、常に１人以上の生活支援員を介護に従事するものとする。

３　事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならないものとする。

（訓　練）

第２６条　訓練は､利用者の心身の状況に応じ､利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

２　事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、地域生活が営むことができるようにするため、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行うものとする。

３　事業所は、訓練を行うに当っては、常に１人以上の生活支援員を訓練に従事するものとする。

４　事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならないものとする。

（生産活動）

第２６条の２　事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努める。

２事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮する。

３事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行う。
４事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じる。

（工賃の支払）
第２６条の３　事業所は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払う。

（健康管理等）
第２７条　事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。
２　事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

（非常災害対策）
第２８条　事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。
２　事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
３　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
４　事業所は、非常災害に備え、利用者及び従業者の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄する。

（緊急時等における対応方法）
第２９条　事業所の従業者は、現に生活介護の提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（利用者に関する市町村への通知）
第３０条　事業所は、生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を当該利用者の援護実施者である市町村に通知するものとする。
（１）正当な理由なしに生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状況を悪化させたと認められるとき。
（２）偽りその他不正な行為によって介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

（主たる対象とする障害の種類）
第３１条　事業所が、利用者に提供する指定生活介護の主たる対象は身体障害者、知的障害者とする。

（身体拘束の禁止）

第３２条　事業所は、生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

２　事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

３　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（虐待防止のための措置）

第３３条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

（１）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（３）事業所は、利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用を支援する。

（４）前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（勤務体制の確保等）

第３４条　事業所は、利用者に対し、適切な生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

２　事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

（１）採用時研修　採用後３カ月以内

（２）継続研修　年１回

（定員の遵守）

第３５条　事業所は、提供する生活介護の定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（衛生管理等）

第３６条　事業所は、利用者の使用する設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

２　事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

（１）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その

結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３）事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

（協力医療機関等）

第３７条　事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定める。

協力医療機関名　猪子内科クリニック

（掲　示）

第３８条　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

（秘密保持等）

第３９条　事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

２　事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

３　事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第４０条　事業所は、当該事業所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、事業所が実施する事業内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。ただし、広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（利益供与等の禁止）

第４１条　事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

２　事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第４２条　事業所は、その提供した生活介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。

２　事業所は、社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

（地域との連携等）

第４３条　事業所は、その運営に当っては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

２　事業所は、その運営に当っては、市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（事故発生時の対応）

第４４条　事業所は、利用者に対する生活介護の提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録するものとする。

２　事業所は、利用者に対する生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（職場におけるハラスメントの防止）

第４５条　事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（業務継続計画の策定等）

第４６条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（会計の区分）

第４７条　事業所は、実施する生活介護の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第４８条　事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該生活介護を提供した日から５年間保存しなければならない。

（１）第１７条に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録

（２）第２３条に規定する生活介護計画

（３）第３０条に規定する市町村への通知に係る記録

（４）第３２条に規定する身体拘束等に係る記録

（５）第４２条に規定する苦情の内容等の記録

（６）第４４条に規定する事故に際して採った処置についての記録

（その他）

第４９条　この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人ダブルエッチジェーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成２２年　１０月　１日から施行する。
この規程は、平成２５年　　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２６年　　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２７年　　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２８年　　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２９年　　４月　１日から施行する。
この規程は、平成３０年　　４月　１日から施行する
この規程は、令和　３年　　４月　１日から施行する
この規程は、令和　４年　　４月　１日から施行する
この規程は、令和　６年　　４月　１日から施行する
この規程は、令和　７年　　４月　１日から施行する
この規程は、令和　８年　　４月　１日から施行する